

令和5年8月10日

「一宮市保育所等施設総合管理計画」に基づく当面の施設整備方針（第二次）

子ども家庭部保育課

一宮市では、公立保育園施設の老朽化、子ども人口の減少などの課題に総合的に対応するため、平成31年3月に、「一宮市保育所等施設総合管理計画」（以下「保育所総合管理計画」という。）を策定いたしました。

保育所総合管理計画には、市内を12の地域（ブロック）に分け、各ブロックには、地域子育て支援の中心機能を担う「ブロック支援園」を置き、その他の保育園は民間移管も視野に入れた施設保全を進めることを定めています。

また、令和元年9月には、民間移管を行う場合の具体的基準として「一宮市保育所の民間移管実施基準」（以下「実施基準」という。）を制定いたしました。

保育所総合管理計画は、2058年度までを視野に入れた計画であり、公立保育園の施設整備については、既存施設の耐久性と財源の確保を考慮しつつ、長期間にかけて段階的に進めていく必要があります。

令和2年8月に制定した『「一宮市保育所等施設総合管理計画」に基づく当面の施設整備方針』をもとに、令和6年度から黒田西保育園を民間移管するとともに、同一ブロック内の外割田保育園をブロック支援園として選定しました。

引き続き、保育所総合管理計画を推し進めるために、当面の方針として『「一宮市保育所等施設総合管理計画」に基づく当面の施設整備方針（第二次）』（以下「整備方針」という。）を制定し、施設整備を推進します。

1 民間移管対象園の選定

「民間移管対象園」のおおまかな考え方は、実施基準で示しています。

(1) 民間移管対象園

定員150人未満で、建替えまたは大規模改修の必要な園（実施基準）

民間移管を検討する園 （令和5年4月1日現在） ※園名右の（ ）は、各施設の最も大きい園舎または保育室の建築年度	【木造】 黒田北（S48）、玉ノ井（S44） 里小牧（S54） 【鉄骨造】 光明寺（S53）、大和北（S43） 【鉄筋造】 葉栗（S57）、西成（S56）、浅井（S54）、 浅井中（S57）、浅井北（S56）、北方東（S57）、 北方西（S51）、奥町西（S58）、起（S57）
--	--

- ①建物の耐久性と財源の確保を考慮し、民間移管による施設整備として、木造及び鉄骨造の園舎の建替えを優先して進めます。
- ②着実に施設整備を進めるため、上記の木造3園及び鉄骨造2園について、一宮市内

で以下に該当する民間事業者に意向を聴取し、意向が示された園の中で、民間移管する園を選定します。

<対象となる民間事業者>

- ・「児童福祉法」に定める認可保育所を設置及び経営している法人格を持つ者
- ・「学校教育法」に定める幼稚園を設置及び経営している法人格を持つ者（「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める幼保連携型認定こども園を運営している法人も含む）

（２）その他

この整備方針では、民間移管対象園を選定し、施設整備を進める目的であることから、市内の公立保育園の最終的な施設整備の方針を定めるものではありません。

2 実施予定時期

（１）民間事業者による運営開始および施設整備

①運営開始：令和9年4月1日

現園舎にて民間事業者による運営を開始する。

②園舎の建替え

民間移管後できるだけ早い時期に民間事業者により建替えに着手する。